

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）

○保安林の指定の予定

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○土地改良事業計画変更の適当の決定

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○開発行為に関する工事の完了

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

告 示

○宮城県告示第九百八十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
塩釜市加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 塩釜市漁業協 同組合の地区	平成二十五年 十一月十九日	塩釜市藤倉三十一 三十五 杉原 茂 塩釜市藤倉一十三 熱海 郁夫	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第三十九号） 第三十八 条の四に規定 するわがめ養 殖業	十五人
塩釜市加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 塩釜市漁業協 同組合の地区	平成二十五年 十一月十九日	塩釜市藤倉三十一 三十五 杉原 茂 塩釜市藤倉一十三 熱海 郁夫	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第三十九号） 第三十八 条の四に規定 するわがめ養 殖業	十一人

○宮城県告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字小手七五の四、七五の五、七五の七、七五の八、七五の二一、七五の二三、七五の二六、七五の一七、七五の一九、七五の二〇、七五の三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百八十二号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 多賀城市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

2 名称 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

3 事業施行期間

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

四 事業地

変更無し

1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成二十五年三月十九日宮城県告示第九百九十六号）の事業地の、亶理郡

山元町浅生原字新館東、字新館前、字南山下並びに字日向地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第九百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、白石市土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 野 好 昭

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

三 縦覧場所

平成二十五年十一月二十六日から平成二十五年十二月二十四日まで

白石市役所

○宮城県告示第九百八十五号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年十一月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十一月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
登米市追町北方字舟橋前二十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二
みやぎ生活協同組合

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人萩の里軽費老人ホームケアハウス月見ヶ丘の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームこころの樹

同 市北浜四丁目六番一三号

附 則

この告示は、平成二十五年十一月二十六日から施行する。